監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2025

（報告対象期間：2024 年 7 月～2025 年 6 月）

監査法人アンビシャス

2025 年 12 月 29 日

1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当監査法人は 2006 年 8 月に設立され、岐阜県唯一の独立系監査法人として岐阜県を中心とした東海地方のクライアントに地域密着型の監査を提供してきました。その後、2019 年２月に東京事務所を開設して活動範囲を関東地方まで広げ、人員を徐々に増員することにより、地道ながらも着実に成長をしてきました。

業務面では、金商法監査、会社法監査、学校法人監査、社会福祉法人監査等、各分野における法定監査業務に加え、地方自治体の監査業務支援や株式上場支援など、様々なクライアントのニーズに対応して幅広く実績を積んできました。

近年、円安、物価上昇、戦争や諸外国との政治的経済的摩擦など様々な問題が企業を取り巻いています。このような激動する経営環境の中で、公認会計士には深い専門的知識と幅広い視野を持って高品質な監査を実施することが求められています。

当監査法人としても、監査の品質管理を最重点課題とし、法人全体として品質管理の向上に取り組んでいます。同時に、大手監査法人で監査経験を積んだ各メンバーが継続的な研修プログラムや自己研鑽を積み、時代や環境の変化に応じた柔軟な判断による高品質の監査を実施してもらえるよう取り組んでいます。

当監査法人は大手監査法人のように膨大なリソースによる監査を中心とした幅広い業務を行っているわけではありません。しかし、身の丈に合ったクライアントに身の丈に合った業務範囲のサービスを提供しているのであり、小規模ながらも、そこに社会的意義があるのだと考えます。

むしろ、少数精鋭の各メンバーが課題や知見・経験を共有し、自由闊達な議論や相互啓発を行い、クライアントと密接なコミュニケーションをすることでより高品質な監査サービスを提供することができ、クライアントは大手監査法人以上の満足度を得られるものと考えます。

その名が示すとおり、各メンバーが「高い志」を抱き、高品質なサービスを提供することを通じてクライアントの健全な発展に寄与し、ひいては日本経済の発展に資することを目指していきたいと思います。

監査法人アンビシャス　理事長　田中昭仁

2 事務所概要

（2025 年 6 月 30 日現在）

名称	監査法人アンビシャス	
沿革	2006 年 8 月　監査法人アンビシャス設立	
	2013 年 1 月本店所在地を名古屋市中区から岐阜市に異動	
	2019 年 2 月東京都台東区に東京事務所を開設	
法人代表者	理事長　田中昭仁	
人員構成	社員	： 5 名
	職員（常勤）	： 3 名
	職員（非常勤）	:10 名
監査対象数	金商法・会社法監査	： 4 社
	会社法監査	： 1 社
	その他の法定監査	:12 社
	任意監査	： 1 社
事務所所在地	岐阜事務所　岐阜市六条北 4-3-5	
	東京事務所　東京都台東区寿 3 丁目 15-10	

3 品質管理基盤

3.1 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

①品質管理体制

当監査法人は、我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会（JICPA）が公表する諸規則に準拠して、適切に職務を遂行するための品質管理システムを整備しております。品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負っております。

②品質管理組織

当監査法人では、全ての監査業務において監査業務の質が優先されるという考え方を運営方針に適用し、代表者が当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。また、業務の品質の管理に係る専任の部門は設置しておりませんが、品質管理責任者並びに品質管理担当社員として、業務の品質の管理に主として従事する公認会計士を選任しております。

③品質管理システムの概要

当監査法人は、法人全体として一貫した監査水準を維持するために品質管理担当社員を中心に、業務に必要となる規程・監査業務実施マニュアルの改訂、チェックリストの作成等を行い、監査現場への指導・サポートを実施しております。

品質管理システムが有効に機能していることを検証するための制度として、品質管理責任者の管轄のもとで品質管理システムの評価を実施することとしております。

④職業倫理・独立性

監査業務を実施する際の前提として、高い職業倫理意識と独立性の確保は基盤となるものと考えております。このため、当監査法人では、法令及び倫理規則上の規制に抵触していないことの確認を毎年７月に全社員・職員（非常勤を含む）を対象として実施しております。

⑤専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要事項のほか、法律的な見解が必要な場合、不動産の評価に専門的な知見が必要となる場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に対して見解の問合せを行い、当該問合せに対する見解を得て判断しております。

⑥品質管理システムのモニタリング

当監査法人は、品質管理システムが有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。

監査業務の定期的な検証のサイクルは、通常３年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しております。

日常的監視及び監査業務の定期的な検証の結果は、社員会、監査ミーティングで報告するとともに、発見された不備や改善事項について、全ての専門要員や構成員に対して周知を徹底しております。

⑦外部機関によるモニタリング

外部機関が品質管理システムを確認する制度として、日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビュー、金融庁の公認会計士・監査審査会（CPAAOB）による検査等があります。

日本公認会計士協会（JICPA）は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。当監査法人は、2022 年 11 月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

金融庁の公認会計士・監査審査会（CPAAOB）は、日本公認会計士協会（JICPA）からの品質管理レビューに関する報告を受けて、その内容を審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を行います。検査の結果、必要があると認められる場合には、監査事務所の監査業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置について金融庁長官に報告します。

⑧監査役等とのコミュニケーション

監査チームは、監査計画や監査結果を説明する際及びその他必要に応じて、監査役等との

コミュニケーションを行っております。

3.2 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

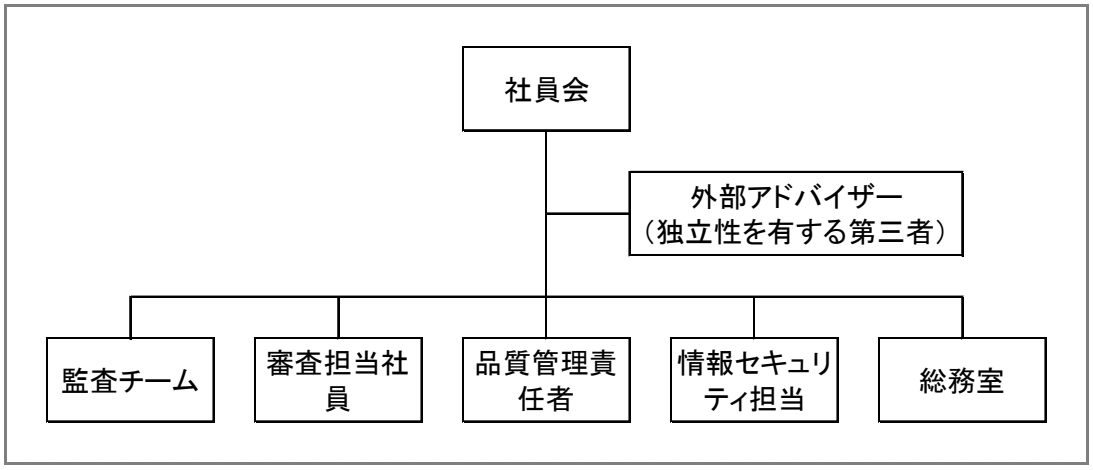
公認会計士法施行規則第 87 条第 2 号が要求する上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制については、品質管理システムの整備及び運用に責任を有する公認会計士として、品質管理責任者及び品質管理担当者を選任しております。主たる品質管理担当者は品質管理業務に執務時間の半数を超える時間を費やすこととしております。

4 組織・ガバナンス基盤

4.1 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人における、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応状況は、［監査法人のガバナンス・コードの適用状況］のとおりであります。

4.2 組織図と各機関の役割



当法人最高意思決定機関として社員会を設置し、経営基本方針及び経営管理に関する重要事項は全て社員会の決定事項としております。社員会の下、審査担当社員、品質管理責任者、情報セキュリティ担当、総務室を設置しております。

審査担当社員は、全ての監査業務及び保証業務について、監査チームが行った監査上の重要な判断等及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定め、当該方針又は手続きに従って、監査業務等の審査が適切に行われていることを確認いたします。

品質管理責任者は、高い品質レベルで監査業務が実施されていることをモニタリングするとともに、そのための改善及び指導を行います。

情報セキュリティ担当は、監査調書保管室や監査ファイルの管理、情報セキュリティ対応等の強化といった各種の整備及び管理を行っており、その適正な運用、一層の管理体制の向

上に努めてまいります。

また、経営執行に関与しない独立した外部委員１名を選任し、第三者の視点から監督・監視等が行われる体制を整備し、ガバナンスの強化を図っております。

（2024 年 7 月～2025 年 6 月）

社員会の開催回数	12 回

4.3 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

当監査法人では、経営執行に関与しない独立した外部委員１名を選任し、第三者の視点から監督・監視等が行われる体制を整備しております。外部委員の選任に当たっては、公認会計士、公認会計士試験委員等、大手監査法人における品質管理担当者等の経験を有していることを勘案して選任しております。外部委員には、監査品質を高めるために以下の事項に関する役割、貢献を期待しております。

・ 品質管理レビュー及び検査等での指摘を受けている事項に対する改善状況の監視・助言
・ 監査法人の運営に関して、監査品質を向上させるために適切な態勢となっているかの監視・助言
・ 定期的な検証・日常的監視等を含む監査法人の品質管理システムが有効に機能しているかの監視・助言
・ その他監査品質を高めるための取組状況及び監査法人としてガバナンス・コードに記載の事項に対する監視・助言

5 人的基盤

5.1 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

当監査法人の職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別は下記のとおりであり、大手監査法人で監査経験を積んだ多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を行っております。

社員
公認会計士 5 名
職員（常勤）
公認会計士 3 名
職員（非常勤）
公認会計士 9 名　監査補助職員 1 名　合計 18 名（2025 年 6 月 30 日現在）

5.2 研修に対する方針、体制、実績

当監査法人は、専門要員の能力を維持向上させ、会計監査制度へ適切に対応するため、毎

年 4 月から翌年 3 月までを対象とする研修計画を立案し、職位別、業務別に必要となる研修プログラムの受講を義務付けております。

具体的には、日本公認会計士協会（JICPA）が主催する継続的専門能力開発制度（CPD）において提供される CPD オンラインの研修プログラムから、監査品質管理、職業倫理及び不正リスク対応に係るテーマを中心として選定するほか、会計基準や監査基準の改正の動向等を踏まえながら当監査法人が独自に策定した研修プログラム含め、研修計画を立案しております。

専門要員の研修の受講実績は、社員会に報告されモニタリングをしております。

（2025 年 6 月 30 日現在）

当監査法人指定の必須研修受講率	１００％

5.3 人事に関する方針

当監査法人では、監査品質を重視した採用基準に基づき、書類選考及び面接を通じて、候補者の評価を行い、職員を採用しております。人材育成については、研修制度及び OJT により、品質の高い監査を継続的に行うための人材の育成に努めております。人事評価については、監査品質を重視した評価基準により、年次で社員及び職員の評価を実施しております。

6 IT 基盤

6.1 デジタル化に対する基本的な方針と現状

・ IT の活用状況

IT 基盤の整備については当監査法人の重要テーマと認識しており、2024 年から電子監査調書システム（Caseware）の導入を開始いたしました。また、同時に、PC 紛失等による情報漏洩を防止するため、PC データの暗号化システム（Shadow Desktop）の運用を開始し、PC 上のデータの暗号化と暗号化データのクラウド保存による保全を行っております。

今後も、セキュリティレベルの維持・向上を図り、IT による業務の効率化の推進を進めていきたいと考えております。

・ 情報セキュリティ

情報セキュリティの確保に関しては、情報セキュリティリスクの識別及び評価に基づいて、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ規程」を定めています。

「情報セキュリティ基本方針」において、経営者の責任や社内体制の整備などの基本方針を定めています。

「情報セキュリティ基本方針」を遵守するための具体的な手続き等のルールとして「情報セキュリティ規程」を設け、人的安全対策基準、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、専門要員への行動基準などを定めています。また、緊急時の行動マニュアルと

して、「情報セキュリティ・インシデント対応マニュアル」により、情報漏洩発生時の対応策を定めています。

・ 研修

社員及び職員に対しては、法人のセキュリティ方針・対策基準等を正しく理解し、業務上使用する情報を適切に取り扱うために、継続的な教育研修を実施しております。また、情報セキュリティ関連の規程は必要に応じて見直しを行い、運用状況に関しては定期的なセルフチェック及びモニタリングを通じて、その運用が徹底されていることを確認しております。

6.2 今後の具体的な計画とその実行のための体制

今後も IT 技術の進捗をキャッチアップしながら、セキュリティレベルの維持・向上、監査品質向上のためのデータ分析等ツールの導入、働き方改革などに対応するための IT による業務効率化の推進を積極的に進めてまいります。

7 財務基盤

7.1 財務状況

当監査法人の財務状況の推移は以下のとおりであり、監査業務の持続可能性を損なわない安定した健全な財務基盤を有していると考えております。

（単位：千円）

	第 18 年度 2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日	第 19 年度 2024 年 7 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	１２３，２５６	１１７，６１４
非監査証明業務	２，８９４	３，７１２
合　計	１２６，１５０	１２１，３２６

7.2 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度が 15%を超えている関与先はありません。最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度は下記のとおりであります。

最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
	13.5%	13.5%	10.9%

8 国際対応基盤

8.1 グローバルネットワークへの加盟状況

当監査法人は、現時点ではグローバルネットワークには加盟しておりません。

9 その他

9.1 外部通報窓口等

当監査法人は、皆さまから監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、監査ホットラインを開設しております。

監査ホットラインは、当監査法人の業務に係る不正・粉飾及び法令違反等（公認会計士の独立性違反、インサイダー取引等を含む）に関する情報を広く収集し、適時・適切に対処することにより監査業務等の品質向上を図ることを目的としております。

［監査法人のガバナンス・コードの適用状況］

当監査法人における、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の適用状況は別紙のとおりであります。